

令和 7 年 第 9 回

甲斐市農業委員会議事録

令和 7 年 9 月 30 日

- 1 日 時 令和7年9月30日（火） 午後3時00分～
- 2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室
- 3 日 程
- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件  
議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請の件  
議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件  
議案第34号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進  
計画作成要請の件
- 4 欠席委員 7番 小田切委員
- 5 議事録署名委員 4番 飯室委員、 5番 小田切委員
- 6 職務のために会議に出席した者の職氏名  
農業委員会事務局長 小宮山 佳浩  
農業委員会事務局庶務係 三井 賢治  
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之  
農業委員会事務局庶務係 田 中 颯
- 7 閉 会： 午後4時00分

<p>【事務局長】</p> <p>【議長】</p>	<p>それでは、第 9 回農業委員会総会を始めさせていただきます。 会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願ひします。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>シャインマスカット(農水省特許)のニュージーランド生産容認農水省戦略に県知事が見直し要請との新聞記事。産地の理解得られない中で進めないと農相応答。皆さんも種苗法(罰則あり)規定には気を付けてほしい。 それでは議事に入ります。</p> <p>本日の出席委員は 18 名です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。</p>
<p>(日程第 1 議事録署名委員の指名)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第 1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名人は、4 番飯室委員 と 5 番小田切委員を指名致します。</p>
<p>(日程第 2 会期の決定)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第 2「会期の決定」を致します。 本総会の会期は本日 1 日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がありませんので、本日 1 日と決定します。</p>
<p>(日程第 3 議事)</p> <p>(報告第 22 号)</p> <p>【議長】</p> <p>【事務局】</p>	<p>それでは議事に移ります。</p> <p>「報告第 22 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件」を上程致します。</p> <p>事務局に 番号 39 番から 42 番の説明を求めます。</p> <p>はい、議長 資料 1 ページをお願いします。 農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。</p> <p>番号 39 番 地図公図は1ページ、2ページになります。</p>

万才●●外 2 筆、合計面積 1,191 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから、●●の●●に、所有権移転による宅地分譲 2 区画にするための転用の届出が出ています。7月にご審議いただいた議案第 27 号番号 17 番の隣接転用地との一体利用を計画しています。

続きまして

番号 40 番 地図公図は3ページ、4ページになります。

富竹新田●●、面積 235 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが、●●の●●さんに、使用貸借による個人住宅にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 41 番 地図公図は5ページ、6ページになります。

島上条●●、面積 662 m<sup>2</sup>を●●の●●さんほか1名が、●●の●●に、所有権移転による共同住宅にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 42 番 地図公図は7ページ、8ページになります。

島上条●●、面積 248 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが、●●の●●に、所有権移転による資材置場にするための転用の届出が出ています。

隣接宅地と一体利用を計画しておりますが、譲渡人の●●さんは、平成 22 年 7 月に母親から相続を受けましたが、当時より既に未登記の倉庫があり、農地として利用されていない状況となっておりました。

譲渡人に過去の経緯が知らされておらず、所定の地目変更に係る手続きが必要である認識がないまま現在に至っております。

今回、譲受人から転用の相談があった際に、転用手続きが必要であることを知った状況であり、今後また農地転用を行う機会があった場合は、十分調べた上で正規な手続きを行うとの反省内容を記載した経過理由書を添付の上での追認案件です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 31 号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「議案第 31 号 農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号 22 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料2ページをお願いします。

番号 22 番、地図公図は9ページ、10ページになります。

大塙●●外 1 筆、合計面積 871 m<sup>2</sup>を●●の、亡き●●さん相続財産清算人の●●さんから、●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で柿の栽培を予定しています。

所有機械については、動力噴霧器、耕運機です。

現地は農用地区域内で、●●番地は周りが農地に囲まれた袋地となっていますが、南東側に隣接している農地の地権者から通行同意を得ていますので、耕作に支障はないと考えます。

モニターの写真は最初に●●番地の南側から撮影したものです。

次に東側からの画像です。

続いて、●●番地の東側からの画像です。

同じく●●番地の北側からの画像です。

最後に●●番地の進入路説明用の航空写真を載せた公図を表示します。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●番●●です。

この●●番地につきましては以前●●番地でブルーベリーを植える許可がでた所の北隣です。今回柿を植えたいと申請があつたわけですが、ここに入るにはよその土地を通るため、しっかり話し合いをしてルートを確保して農業委員会に上げましょうということで、双方の所有者で話し合い、モニターの赤いルートを通って対象地に入ることになりました。対象地は耕作放棄地の様な状態になつてますので機械的な作業もしないとならない、ブルーベリー畑も耕作で今後機械が入っていかなければならないという隣り同士ということから話し合いがついたようです。

現地調査をした時にはまだ草も生えており、今後を見据えて考えていきたいということも含めて、ご審議の方よろしくお願いします。

【議長】 次に ●●推進委員に意見を求める。

【●●推進委員】 推進委員●●です。

●●番地は入り口がないということで1か月遅れの申請になりました。耕運機や刈り払い機が精一杯で耕作しなければならないような所であり、ちょっと怠ければすぐ原野に戻ってしまう場所ですが、これで審議の方お願ひいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。  
はい、どうぞ。

【●番 ●●委員】 ●番●●です。非常に草が生えている状況なので農地として活用することは良いことだと思いますが、譲受人の●●さんは現在農地を持っていないですよね、経営地拡大ということですが、この方がどういう方が説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 亡くなった●●さんの知人になります。

知人ということで相続財産清算人の先生からここを買わないかと声掛けされたようで、最初野菜を考えて現地を見にいったところ、ここで野菜の栽培は無理だと判断して一度断ろうと思ったそうです。しかしどなたかに買ってもらわないと困るという先生の話から、近くの●●番地の方に柿の木が何本か残っており、●●番地の方でも柿であればできるのではないかということで作目に柿を選んだということのようです。

この方は自分の農地は持っていないが、出身の実家では農業をしていたということで多少農業の心得はあるということを聞いています。ただ柿については栽培経験がないそうですが、亡くなった方の奥さんとも知人関係になりますのでその方に指導も受けながら柿の営農をやってみようということで購入を決めたと聞いております。

関係は知人、農地は持っていないが心得は多少あり、亡くなった方の奥さんに伺いながら営農するということです。以上になります。

【●番 ●●委員】 ●●さんについてはわかりました。

先ほど●●委員から報告がありましたが、機械が入るには難しい所です。是非事務局としても地元委員さんとしてもせっかく農業をやりたいということで農地を取得するので、その経緯をきちんと見るなかで指導等していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【議長】 他に質問ありますか。

質問が無いようです。

番号 22 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしとのことですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして、事務局に番号 23 番の説明を求めます。

【事務局】

はい議長。

資料は同じく 2 ページになります。

番号 23 番、地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

牛匂 ●● 外 1 筆、合計面積 1,780 m<sup>2</sup> を ●● の ●● さんから、●● の ●● さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。申請地で桃の作付けを予定しています。所有機械については、トラクター、動力噴霧器です。

現地は ●● の南東約 300m に位置する農用地区域内農用地となります。当該農地は、東側の ●● 線の旧道から分岐する進入路は個人名義の公衆用道路ですが、通行同意を得ていますので耕作に支障はないと考えます。

また、譲受人の住所が ●● になっている件については、当該住所で不動産業を営んでおり、ビルの賃貸しをしているためであり、ご本人は現在 ●● に居住しているため、耕作に支障はないと考えます。

本件は、まず ●● さんが個人で取得し、問題なく耕作できるか確認ができた後、今後 ●● さん本人が出資している法人と貸借する予定です。

また、今後さらに隣接農地も取得し、経営地を拡大していく計画ですが、そちらは現在、相続登記待ちの段階です。

モニターの写真は ●● 番地の西側から撮影したものです。

次が東側からの画像です。

続いて、 ●● 番地の南側からの画像です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●● 番 ●● 委員 お願いします。。

【●● 番 ●● 委員】

●● 番 ●● です。19 日に会長、事務局、 ●● 推進委員と現地を調査しました。

譲渡人の●●さんは 90 歳近い方で労働力不足、2 筆 538 坪を所有権移転とのことです。譲受人の住所は●●になっていますが、居住は●●で奥さんと●●小学校に通う子供がおり、また奥さんの実家が●●で、農地を持ちトラクター等の農機具があります。この土地は富士山と甲斐市・甲府盆地が見渡せる本当に眺望の良い中山間地域の農地です。今まで棚田のここで桃の栽培を予定しているとのことです。

この周辺農地もいたる所で荒れているんですね。高齢化、農業しない後継ぎ、担い手不足で耕作放棄地が増える懸念あり将来が危惧されます。荒廃農地が少しでもなくなることを大いに期待しています。

提出された誓約書のとおり、農地法3条の趣旨を尊重し農地を荒廃させることのないようお願いしまして私の所見とします。審議お願いいたします。

【議長】 次に ●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 推進委員●●です。19 日同行しまして現地を見てきました。

かなり急こう配の土地で、桃以外に作るのは難しいのかなと思う所でした。元が田んぼということで道がぬかるんでいますが、耕作するには支障ないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようです。

番号 23 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議なしとのことですので、本案件を許可することに決定致します。

(議案第 32 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。

「議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号 24 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料3ページをお願いします。地図公図は13ページ、14ページです。

番号 24 番、龍地●●外 7 筆、合計面積は 5,656 m<sup>2</sup>ですが、共有所有地でなく、それぞれの所有者が全部で 6 名おりますので、所有者ごとに読

み上げます。

まず、●●の●●さんが、龍地●●、面積 246 m<sup>2</sup>を、

続いて、●●の●●さんが、龍地●●、面積 857 m<sup>2</sup>を、

続いて、●●の●●さんが、龍地●●、面積 1,020 m<sup>2</sup>を、

続いて、●●の●●さんが、龍地●●外 2 筆、合計面積 2,256 m<sup>2</sup>を、

続いて、●●の●●さんが、龍地●●、面積 802 m<sup>2</sup>を

最後、●●の●●さんが、龍地●●、面積 475 m<sup>2</sup>を、

以上、合計 8 筆、全体面積 5,656 m<sup>2</sup>となりまして、6名の所有者が、●●に所有権移転により、建売分譲 21 区画に転用のための許可申請が提出されました。

申請地は、北側が●●の側道に隣接。西側と南側は住宅地に隣接、東側は道路に隣接しており、第2種農地になります。

1 区画あたりの面積は、204.08 m<sup>2</sup>～288.70 m<sup>2</sup>で、建築面積は 1 棟あたり 52.17 m<sup>2</sup>です。

汚水は合併浄化槽を経由し、新設道路側溝に放流。雨水は浸透枠で処理し、超過分を新設道路側溝へ放流です。

資金証明書、事業計画書、土地選定理由書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは、計画地全体の形が分かるように、最初は計画平面図を表示します。

次に、航空写真を載せた公図です。

続いて、●●番地の北側から撮影したものです。

次が、●●、●●、●●を西側から見た画像です。

続いて、計画地の一番東側の道から●●を見た画像です。

説明は以上です。

事務局の説明は以上です。

【議長】 次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

●番の●●です。

19 日に会長、推進委員、事務局と調査いたしました。

●●の側道の南側で傾斜が強く畠などにはどちらかと言えば適さない所で、住宅地にするのが最適ではないかと思います。ご審議をよろしくお願いします。

【議長】 次に ●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

19日に会長、●●委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

側道からの傾斜が厳しいと思うのですが、雨水について事務局では把握済みでしょうか。

【事務局】

雨水の排水に関しては、放流について把握しております。現地を調査したなかで問題ないと考えています。

【●●推進委員】

はい、分かりました。商業施設の近くで、住宅が連担していますので、私としては何も問題ないと思います。以上ご審議をお願い致します。

【議長】

ありがとうございました。

傾斜がきついということで下の水路で水が飲みこめるのかと、現地では議論になったわけです。都市計画課で話したら、今のところは 50 年に 1 回の災害の確率降水量を基準に計算するそうですが、線状降水帯の問題についてはまだそこまで考慮していないということでした。そんなことでまあ問題ないということでした。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようです。

番号 24 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしとのことですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして、事務局に番号 25 番の説明を求めます。

【事務局】

はい議長

資料は同じく 3 ページをお願いします。地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

番号 25 番、大久保●●、面積 988 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが、●●の●●に駐車場にするための転用許可申請が提出されました。

現地は住宅等が連たんする区域で集落接続があり、第 3 種農地になります。道路を隔て隣接する●●の職員駐車場増設の転用で、34 台分を確保する計画です。

現地は傾斜になっておりますが、境界には土留めの壁を設置し、東

側の住宅地との境には境界壁の内側にフェンスを設置し、隣接地への影響がないよう対策も行い、同意も得ています。

雨水は自然浸透の計画となります。

資金証明書、隣接耕作者の同意書、土地利用計画図等から北側及び南側に隣接する農地への影響も含め、問題ないと考えられます。

モニターの写真は、北西側から撮影したものです。

次が南東側からの画像です。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

●番の●●です。9月19日に会長、●●推進委員、事務局、私で現地の調査を行いました。

農地の所有者●●さんから●●の●●に譲渡し、雑種地で駐車場に転用します。駐車台数34台、今までの駐車場が手狭になったためとのことです。転用する農地は施設の入り口で住宅に連担する第3種農地です。近隣に迷惑がかからぬよう雨水の排水をしっかりし、住宅の方に転落防止柵の対策をお願いしまして、所見といたします。以上ご審議をよろしくお願いします。

【議長】

次に、●●推進委員に意見を求めます

【●●推進委員】

同じく19日に同行して現地を調査しました。

●●の真ん前の土地で、駐車場には非常にうってつけという印象をうけました。ご審議のほどよろしくお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようです。

番号25番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

(議案第33号)

次の議案に移ります。

【議長】 「議案第 33 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件」  
を上程致します。  
事務局に番号 2 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長  
資料4ページをお願いします。  
相続税納税猶予に関する適格証明は、申請の農地を相続後も引き続き営農していく見込みがあるかどうかを農業委員会で判断し、証明書を発行するものです。  
  
番号 2 番、地図公図は17ページ、18ページになります。  
申請者は●●の●●さん。申請地は富竹新田●●外 1 筆、合計面積は 1,103 m<sup>2</sup>です。  
相続開始時期は令和 7 年 1 月 17 日です。  
申請者は農業を営んでおり、被相続人(申請者の父)が所有していた農地を、遺産分割協議により取得。今後も引き続き営農していくため、今回の申請に至りました。  
登記簿、公図、遺産分割協議書等により、問題ないと考えられます。

モニターの写真は計画地全体を北側から撮影したものです。  
続いて南側からの画像です。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。  
次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】 ●番●●です。  
過日、担当委員、事務局で現地調査をいたしました。  
写真のとおり綺麗に管理され、今年は相当量収穫ができるのではないかと思います。現地調査では問題ないと考えますので、ご審議よろしくお願いします。

【議長】 次に●●推進委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けています。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。  
はい、どうぞ。

【●番 ●●委員】

遺産相続ということですが、この辺路線価格はどの位ですか。市の農地の価格はいくらですか。差額を知りたいです。

【事務局】

路線価の資料は持ち合わせがありませんが、20号線に近いので価格は高いと思われます。必要であれば改めて回答したいと思いますがよろしいでしょうか。

【議長】

路線価と相続税猶予とはあまり関係ないと思いますが、そういうことでよろしいですか。

他質問ありますか。

質問がないようです。

番号2番を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を承認することに決定致します。

続きまして、事務局に番号3番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料は同じく4ページになります。

番号3番、地図公図は19ページから22ページになります。

申請者は●●の●●さん。申請地は玉川●●3外2筆、合計面積は2,648m<sup>2</sup>です。

相続開始時期は令和7年1月4日です。

申請者は農業を営んでおり、被相続人(申請者の父)が所有していた農地を、遺産分割協議により取得。今後も引き続き営農していくため、今回の申請に至りました。

登記簿、公図、遺産分割協議書等により、問題ないと考えられます。

モニターの写真は最初に●●と●●を北西側から撮影したものです。

次に●●を西側から撮影したものになります。

次が●●を南側から見た画像です。

続いて、場所が離れた●●番地を表示します。

説明は以上です。

【議長】	事務局の説明は以上です。 次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。
【●番●●委員】	●番●●です。19 日に推進委員、事務局と私で現地調査にはいりました。 稲を作っており、しっかりと農業をしておりますのでなんら問題ないと思います。許可のほうよろしくお願いします。
【議長】	次に ●●推進委員に意見を求めます
【●●推進委員】	推進委員の●●です。現地調査は 9 月 19 日に会長はじめとする関係者で行われています。 申請地は相続人の●●さんが葡萄と野菜と水稻を栽培しています。私の土地も近くにあり、申請者は一生懸命農業していますので特段問題ないと考えられます。よろしくご審議お願いいたします。
【議長】	これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
	質問がないようです。 番号 3 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。
	(異議なしの声) 異議がないようですので、本案件を承認することに決定致します。
(議案第 34 号)	
【議長】	それでは次の議事に移ります。 「議案第 34 号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画作成要請の件」を上程致します。 事務局に番号 17 番から 24 番の説明を求めます。
【事務局】	はい、議長 資料 5 ページをお願いします。農地中間管理機構を利用した利用権設定になります。公益財団法人山梨県農業振興公社より、農用地利用集積等促進計画の作成要請案の送付がありましたので、その案について審議をお願いいたします。
	番号 17 番、地図公図は 23 ページ、24 ページになります。 西八幡●●外 1 筆、合計面積 1,709 m <sup>2</sup> を●●の●●さんが、●●

の●●さんに畑を3年2カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。野菜の栽培を予定し、無償による貸借です。

続きまして、

番号18番、地図公図は25ページ、26ページになります。

西八幡●●外4筆、合計面積4,658m<sup>2</sup>を●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を5年2カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を予定し、賃借料は10aあたり●●円です。

資料6ページをお願いします。

番号19番、地図公図は27ページ、28ページになります。

西八幡●●外3筆、合計面積2,179m<sup>2</sup>を●●の●●さんが、●●の●●さんに田を5年2カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を予定し、賃借料は10aあたり●●円です。

続きまして、

番号20番、地図公図は29ページ、30ページになります。

西八幡●●外2筆、合計面積2,606m<sup>2</sup>を●●の●●さんが、●●の●●さんに田を5年2カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。野菜の栽培を予定し、賃借料は10aあたり●●円です。

資料7ページをお願いします。

番号21番、地図公図は31ページ、32ページになります。

西八幡●●外1筆、合計面積1,942m<sup>2</sup>を●●の●●さんほか共有者1名が、●●の●●さんに田を3年2カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。野菜の栽培を予定し、賃借料は10aあたり●●円です。

なお、番号18番から21番までの借受人の●●さんは、●●で野沢菜、ブロッコリー、レタス等の高原野菜の栽培や出荷を行っており、経営地の拡大に伴い中間管理事業による賃貸借の設定を行うものであります。

続きまして、

番号22番、地図公図は33ページ、34ページになります。

宇津谷●●外1筆、合計面積1,324m<sup>2</sup>を●●の●●さんが、●●の

●●に畠を5年2カ月間貸し付ける計画作成案の送付を受けました。  
牧草の栽培を予定し、賃借料は無償です。

続きまして、

番号23番、地図公図は35ページ、36ページになります。  
宇津谷●●外1筆、合計面積875m<sup>2</sup>を●●の●●さんが、●●の●●に畠を5年2カ月間貸し付ける計画作成案の送付を受けました。  
本件は、所有者死亡による法定相続人の代表者との契約となります。牧草の栽培を予定し、賃借料は10aあたり●●円です。

資料8ページをお願いします。

番号24番、地図公図は37ページ、38ページになります。  
宇津谷●●、面積894m<sup>2</sup>を●●の●●さんが、●●の●●さんに畠を5年2カ月間貸し付ける計画作成案の送付を受けました。  
野菜の栽培を予定し、賃借料は10aあたり●●円です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようです。

番号17番から24番までの計画作成案について、作成要請を行うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議が無いようですので、番号17番から24番までについて作成要請を行うことに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

審議ありがとうございました。

午後4時00分閉会